

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(民間事業者向け)
vol.54

○**民間事業者の取組紹介**

株式会社メドピア「マイナポータル連携を利用した、かかりつけ薬局アプリ「kakari」について

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和6年10月4日

○ **民間事業者の取組紹介**

・ **株式会社メドピア「マイナポータル連携を利用した、かかりつけ薬局アプリ「kakari」について**

株式会社メドピアのかかりつけ薬局アプリ「kakari」では、マイナポータル連携機能を利用し、マイナンバーカードで過去分のお薬情報をまとめて登録できるようになっております。こちらのアプリを活用することで、お薬情報の登録漏れを減らすことができ、医療機関がより正確かつ適切な医療を提供することができるようになりました。

詳細につきましては、次ページ以降の別添をご覧くださいませよう願いたします。

□ **別添【株式会社メドピア】マイナポータル連携を利用した、かかりつけ薬局アプリ「kakari」の詳細**

マイナンバーカード・インフォでは、国の施策や民間事業者の事例紹介など、マイナンバーカードの利用促進に関するお役立ち情報をお届けしております。

デジタル庁のマイナンバーカード・インフォ（民間事業者向けお役立ち情報）において、これまで発出した全てのマイナンバーカード・インフォを掲載していますので、ぜひ、マイナンバーカードの利用検討にお役立てください。

□ **マイナンバーカード・インフォ（民間事業者向けお役立ち情報）**

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business/info/>

以 上

kakariアプリとマイナンバーカードで 電子版お薬手帳にお薬を登録する方法

いつもの薬局を、もっと便利で安心に



2024年10月

いつもの薬局を、もっと便利で安心に

kakariは薬局の利便性や安心感を高めることで、「患者さまに選ばれる薬局」となることを支援する「かかりつけ薬局アプリ」です。

処方せん事前送信



処方せんをアプリで薬局に事前送信することで、スムーズにお薬を受け取れます。

電子版お薬手帳



電子版お薬手帳ガイドラインに準拠した、信頼性・利便性ともに高いお薬手帳をご利用いただけます。

オンライン接点



オンライン服薬指導に対応。またチャットを使えば、服薬フォローや調剤前の簡単なヒアリングも対応可能。

患者さまの利便性向上はもちろん、より良い医療の提供が可能となりました。

従来よりもお薬手帳への情報追加が簡便になり、患者さまの利便性が向上しています。
またお薬情報の登録漏れが減ることで、医療機関がより正確かつ適切な医療を提供することができます。

Before

薬局が発行する二次元コードで個別に登録



- 薬局の対応状況等により、二次元コードの発行を受けられず登録できないケース
- 発行された二次元コードの紛失等による登録漏れ、再登録機会の喪失

様々な要因で登録漏れの可能性が高い

After

マイナンバーカードで過去分をまとめて登録



- 保険薬局で調剤されたお薬なら、過去数年分をまとめて情報登録できる
- マイナンバーカードがあれば、いつでもどこでも、何度でも登録できる

マイナポータルとの連携により、登録漏れがなくなる

安心してご利用いただけるサービス展開のため、 今後も改善を継続してまいります。

- 令和5年3月31日に厚生労働省より電子版お薬手帳ガイドラインが発出されました。このガイドラインには、保険薬局、ならびに電子版お薬手帳事業者が遵守すべき事項が定められています。
- マイナポータルとの連携によるお薬手帳への登録機能は、本ガイドラインで「電子版お薬手帳サービスとして最低限実施すべき機能」と位置づけられています。
- kakariは電子版お薬手帳事業者として、患者さまや医療機関の皆さまに安心してご利用いただけるよう、今後もサービス品質の改善に努めてまいります。

薬生総発0331第1号
令和5年3月31日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 業務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公印省略)

電子版お薬手帳ガイドラインについて

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子版お薬手帳については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「留意事項通知」という。)により、利用者にお薬手帳サービスを提供する薬局・医療機関や、アプリケーションの提供やデータ保存を行う運営事業者向けに、運用上の留意事項をお示ししてきたところです。

今般、令和4年度厚生労働省委託事業「データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業」を通じて、オンライン資格確認の普及、電子処方箋の運用開始、マイナポータルを通じた閲覧範囲の拡大といったデジタル技術の進展を踏まえて電子版お薬手帳に求められる役割・機能、要指導医薬品・一般用医薬品を含めた薬剤情報の一元的な管理の重要性を整理し、先の留意事項通知を踏まえつつ、別添のとおり「電子版お薬手帳ガイドライン」を作成いたしました。本ガイドラインでは、電子版お薬手帳の運営事業者において対応が必要と考えられる事項や、電子版お薬手帳サービスを提供する施設における留意事項をまとめており、本通知の発出に伴い、留意事項通知は廃止いたします。

つきましては、貴管内の薬局、医療機関等の関係団体等に対し、本ガイドラインの周知をいただきますよう、よろしく願います。

また、本ガイドラインにおいては、「実装すべき機能」、「実装が望ましい機能」、「将来的に実装が望ましい機能」として、電子版お薬手帳に求められる機能を体系的に整理しています。「実装すべき機能」については、本通知の発出から1年を目処として実装いただくよう運営事業者に依頼しておりますので、その旨申し添えます。

MedPeer

Supporting Doctors, Helping Patients.

医師を支援すること。そして患者を救うこと

本件についてのお問い合わせ先（メドピア株式会社）

<https://kakari.medpeer.jp/contact-form.html>